

景観づくりガイドライン 大規模建築物編  
素案

## 目 次

はじめに .....	2
1. ガイドライン策定の背景及び目的 .....	2
2. ガイドラインの位置付け .....	2
3. ガイドラインの構成 .....	3
4. 対象とする建築物 .....	3
5. 都市景観形成条例に基づく届出による景観づくり .....	3
第1章 大規模建築物の景観づくりの方針 .....	4
1. 景観づくりの将来像と景観づくりの方針図 .....	4
2. 地域特性を踏まえた景観づくり .....	6
3. 都市景観形成重点地区 .....	11
第2章 大規模建築物の配慮事項 .....	12
1. 大規模開発事業の配慮事項 .....	12
2. 建築物における大規模行為景観形成基準と取り組みの工夫例 .....	14
3. 色彩の基準 .....	31

# はじめに

## 1. ガイドライン策定の背景及び目的

市の景観づくりの基本となる計画として、令和2年3月に「景観づくり基本計画」（以下、「基本計画」という。）を改訂し、市内の景観づくりの将来像を「都市とみどりが共存した美しい文教都市くにたち」として定め、その実現に向け必要な取り組みや方向性をとりまとめました。

その中で、国立の景観特性に基づいた良好な景観の保全や景観づくりを誘導するための手引きとして景観づくりガイドラインの作成を検討するとしています。

本ガイドラインは、基本計画に基づき、建築物の形態意匠や色彩などについて具体的に記載したものととなります。

これにより関係者と連携・協働しながら景観づくりを進めていきます。

### ■なぜ景観づくりが必要か？

景観とは建築物や道路といったデザインや色のような目に見えるものだけでなく、人々の暮らしや活動、音や香りなど五感から得られるもの、心象風景など様々な要素を含み、季節や時間の変化、見るものとの距離感、見る人の気持ちにも影響を受けるものです。

美しく魅力あふれる景観は、地域に住む人や訪れる人々に安らぎや潤いを与えることにつながりますが、適切に景観づくりが行われないと、今あるまちなみを守ることができないだけでなく、まちとしての魅力が失われてしまいます。

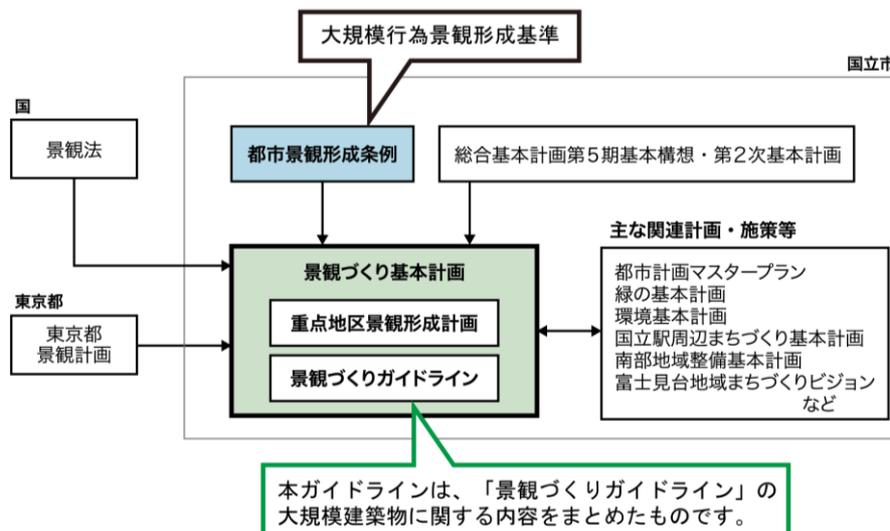
景観づくりは道路や公園などの公的な空間だけでなく、道路側などから見える建築物についても適切に行っていく必要があります。

そのため、市民・事業者・行政が「景観はみんなで作り上げていくもの」という意識を共有することが、国立らしい景観づくりを行ううえでは欠かせないことなのです。

## 2. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは基本計画に基づくガイドラインの一つとして、大規模建築物に関する景観づくりの方針や景観に関する配慮基準について詳しく解説しています。

### ■ガイドラインの位置付け



### 3. ガイドラインの構成

ガイドラインは以下の構成及び内容となっています。

#### ■ガイドラインの構成及び内容

構成	内容
はじめに	ガイドライン策定の背景及び目的、位置付け、構成、対象とする建築物、都市景観形成条例に基づく届出による景観づくりについて解説しています。
第1章 大規模建築物の景観づくりの方針	景観づくりの将来像と景観づくりの方針図、地域特性を踏まえた景観づくり、都市景観形成重点地区について解説しています。
第2章 大規模建築物の配慮事項	大規模開発事業に該当する建築物を計画・設計する際の配慮事項、大規模行為景観形成基準の各基準に対応した取り組みの工夫例、色彩の基準について解説しています。

### 4. 対象とする建築物

建築物の建築（新築、増築、改築、移転）や外観の変更に関する行為を対象とします。

### 5. 都市景観形成条例に基づく届出による景観づくり

建築物について、都市景観形成条例に基づき届出が必要となる下記の大規模行為については、本ガイドラインを踏まえた計画としてください。また、行為の内容が届出の対象にならない規模であっても、本ガイドラインの内容を参考に、良好な景観づくりをお願いいたします。

#### ■都市景観形成条例に基づく届出（建築物）

行為の内容	規模（数値以上のものは大規模行為に該当し届出が必要）
新築	延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 又は集合住宅・戸建住宅 10 戸 又は高さ 10m
増築	
改築	
移転	
外観の変更	壁面積 500 m <sup>2</sup>

# 第1章 大規模建築物の景観づくりの方針

## 1. 景観づくりの将来像と景観づくりの方針図

基本計画では、景観づくりの将来像、それに基づく6つの景観づくりの方向性を次のように定めています。

### 景観づくりの将来像

「都市とみどりが共存した美しい文教都市くにたち」

#### 6つの景観づくりの方向性

方向性1 景観資源の保全と資源を核にした地域の魅力づくり

方向性2 骨格となるみちのシンボル性の向上

方向性3 個性を活かした多様なにぎわいのあるまちなみづくり

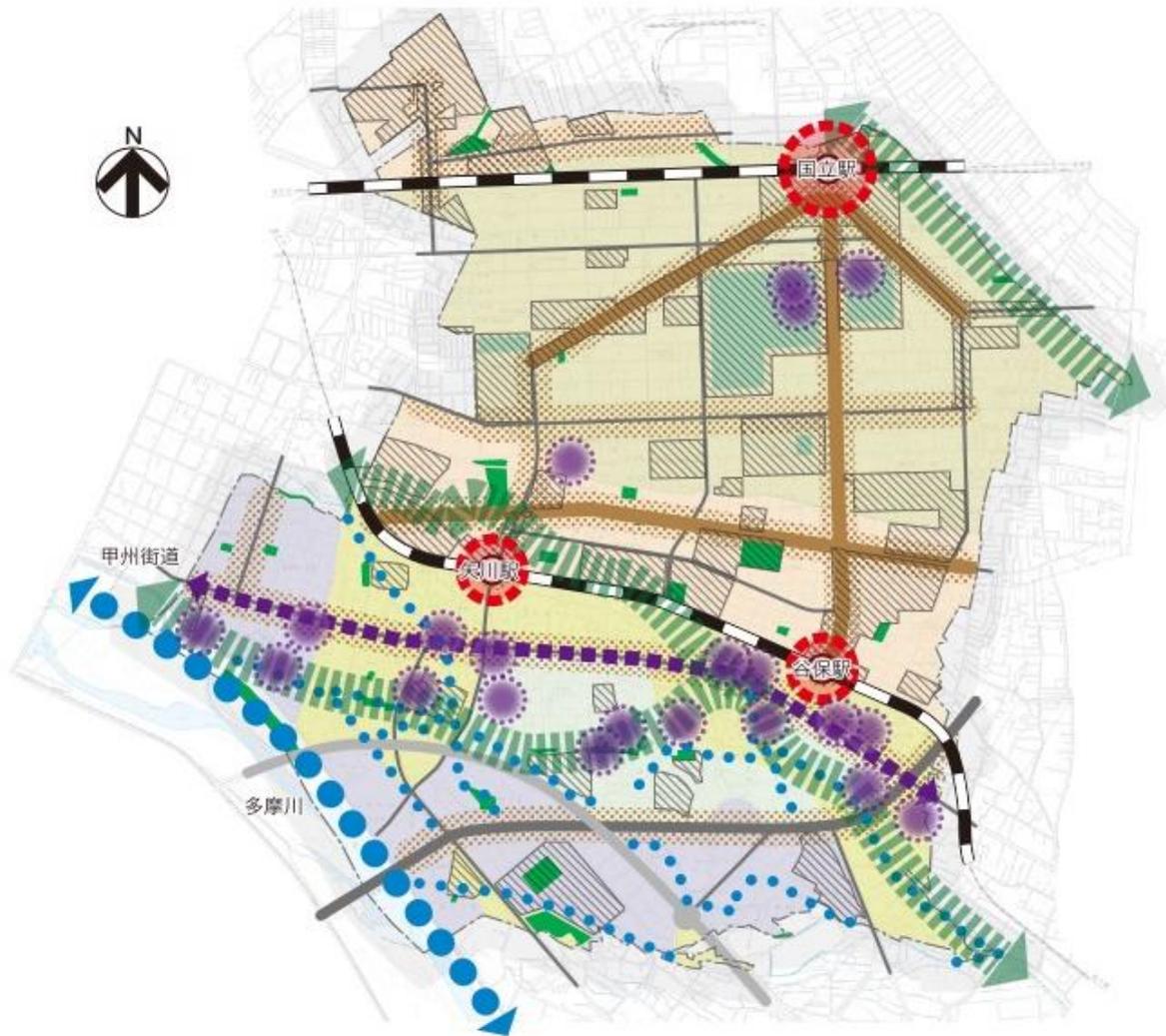
方向性4 落ち着いたある住宅を中心とした景観づくり

方向性5 農を感じる景観づくり

方向性6 周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫

景観づくりの将来像、それに基づく6つの景観づくりの方向性を踏まえ、市内全域の景観づくりの方針は次のように示されます。

## 景観づくりの方針図



### 景観資源の保全と資源を核にした地域の魅力づくり

- 崖線のみどりを保全し地形を活かした景観づくり
- 潤いを感じられる水のある景観づくり
- 歴史的資源を中心とした景観づくり
- 関係者との連携・協働による雑木林の保全
- 地域住民との連携・協働による公園等のみどりの維持

### 骨格となるみちのシンボル性の向上

- シンボル性の高い空間の創出
- 歴史文化を感じる景観づくり
- みちと沿道の市街地が一体となった連続性のある景観づくり

### 個性を活かした多様なにぎわいのあるまちなみづくり

- にぎわいのある景観づくり
- 産業と住環境が調和した景観づくり

### 落ち着いた住宅を中心とした景観づくり

- みどり豊かで落ち着いた景観づくり
- みどり豊かで調和のとれた景観づくり

### 農を感じる景観づくり

- 農村を感じる景観づくり
- みどり豊かで周辺の農地と調和した景観づくり

### 周囲に比べ高さや大きさのある建築物の景観的工夫

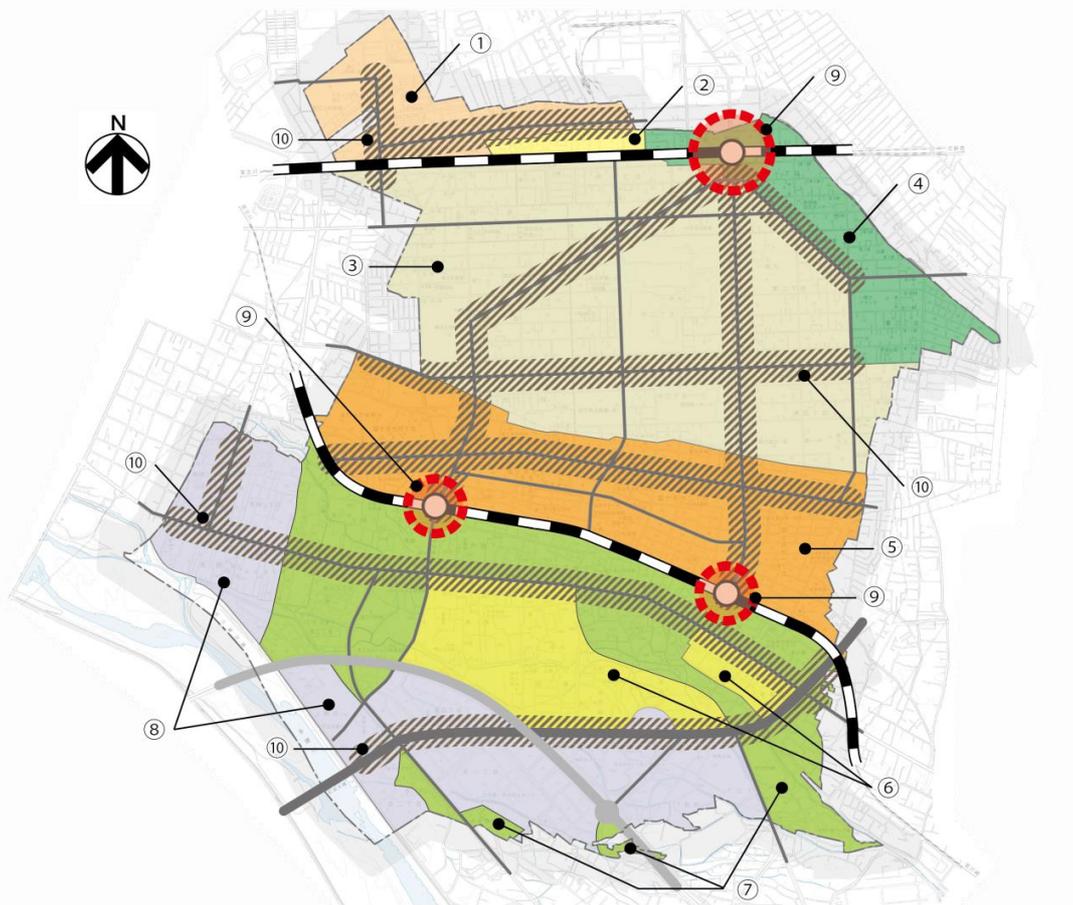
- 周囲に配慮した景観づくり

(出典：国立市景観づくり基本計画 P58、59)

## 2. 地域特性を踏まえた景観づくり

「景観づくりの方針図」をもとに大規模建築物の景観づくりを解説するにあたり、「北地域」、「東・中・西地域」、「富士見台地域」、「南部地域」の4地域と東京都景観計画に基づく国分寺崖線景観基本軸の地域について、景観づくりの方向性を踏まえ10に区分し以下のように示します。

### ■10の区分図



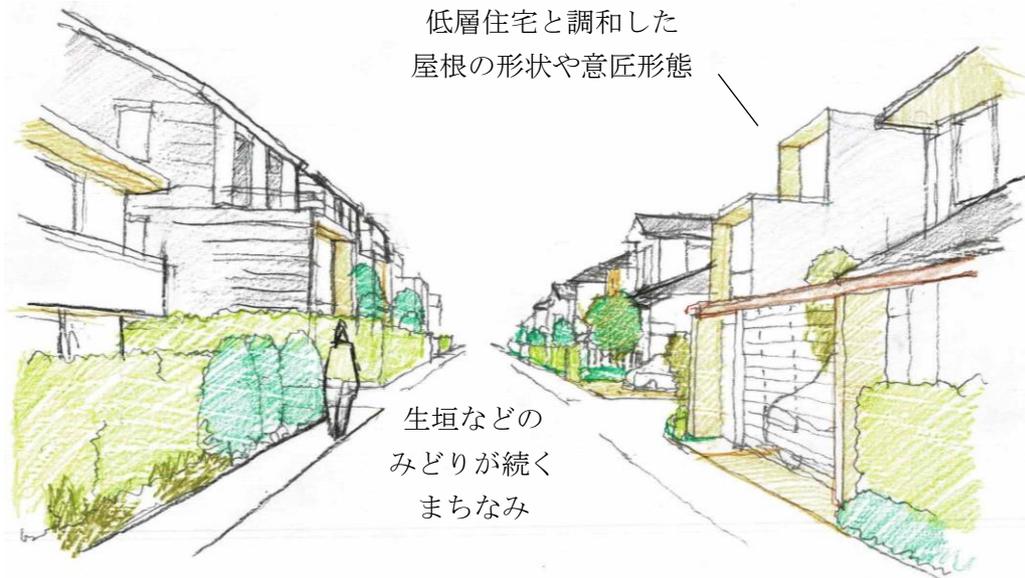
上記の10の区分を踏まえ景観づくりの内容に応じて、6つの地域特性として示します。  
 次ページ以降にそれぞれの地域特性に応じた景観づくりの内容を解説していますので、建築等  
 される予定の場所をあらかじめご確認いただき、地域特性を踏まえた計画・設計としてください。

### ■6つの地域特性

No	地域特性	対象
1	みどり豊かで落ち着いた景観づくり	②・③・④
2	みどり豊かで調和のとれた景観づくり	①・⑤
3	農を感じる景観づくり	⑥・⑦
4	産業と住環境が調和した景観づくり	⑧
5	にぎわいのある景観づくり (容積率400%以上の地域)	⑨
6	みちと沿道の市街地が一体となった連続性のある景観づくり (道路沿道から概ね20m以内の地域)	⑩

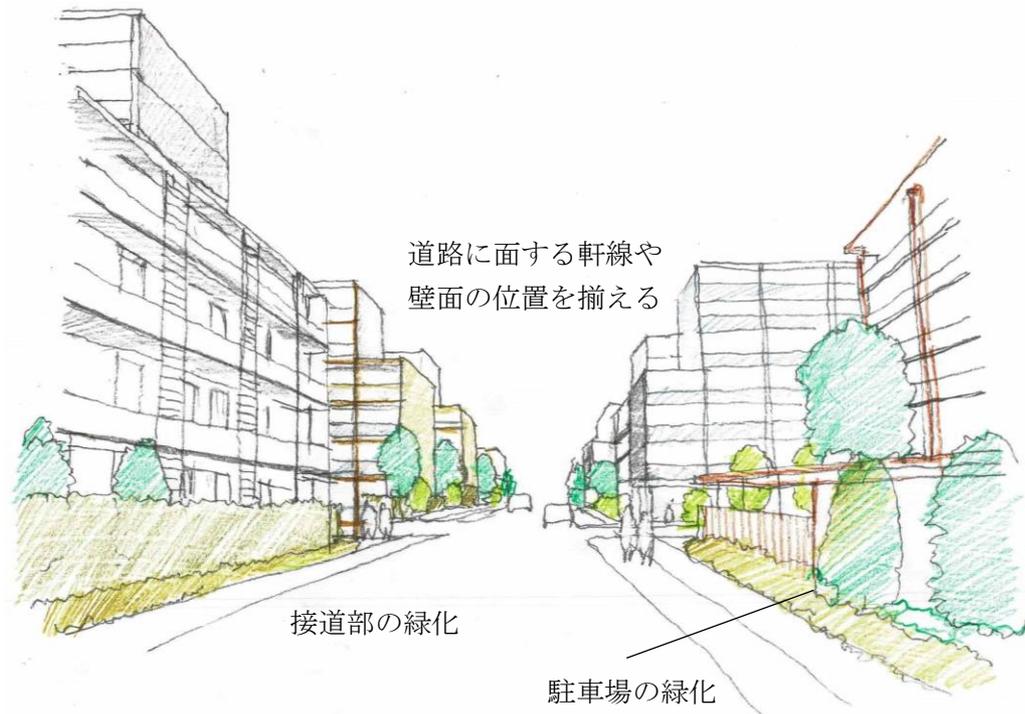
## 1. みどり豊かで落ち着いた景観づくり（対象：②・③・④）

- ・ 低層住宅地では、敷地を緑化したり、道路に面して生垣を設置したりすることでみどり豊かで落ち着いた景観を目指します。
- ・ 建築物については、屋根の形状、道路に面する壁面の位置、外壁の意匠・形態、色彩等について周辺と調和を図ります。



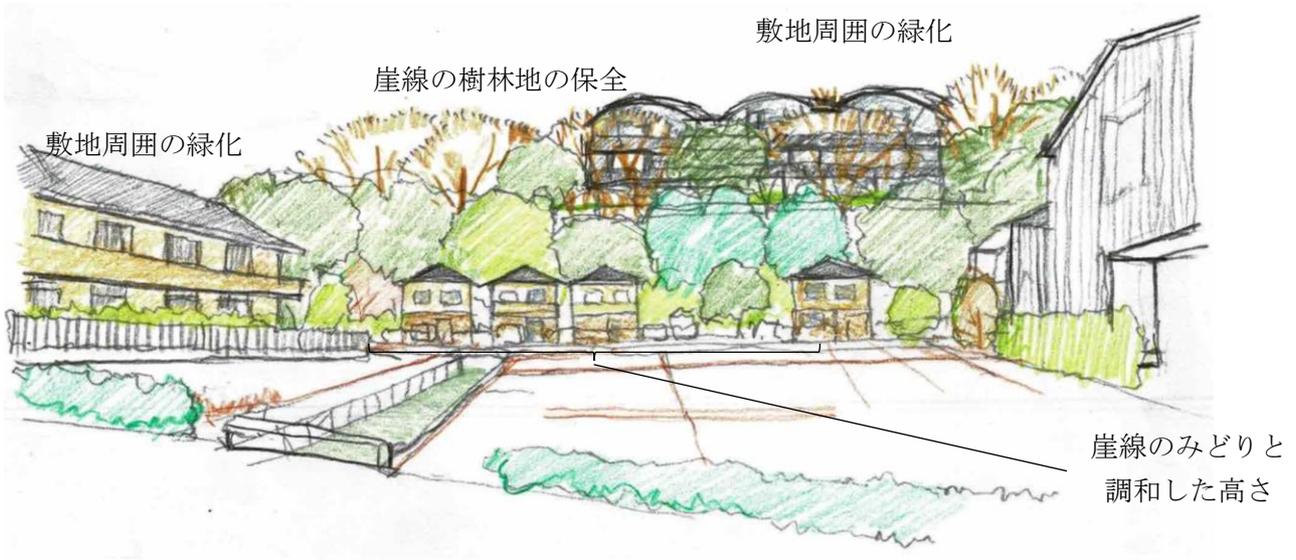
## 2. みどり豊かで調和のとれた景観づくり（対象：①・⑤）

- ・ 中層住宅地では、まとまった敷地を活かして中高木の植樹や既存樹木の保存をしたり、接道部を緑化したりすることでみどり豊かで整った景観を目指します。
- ・ 建築物については、高さ、道路に面する軒線や壁面の位置、屋根や外壁の形態・意匠、色彩等について周辺と調和を図ります。



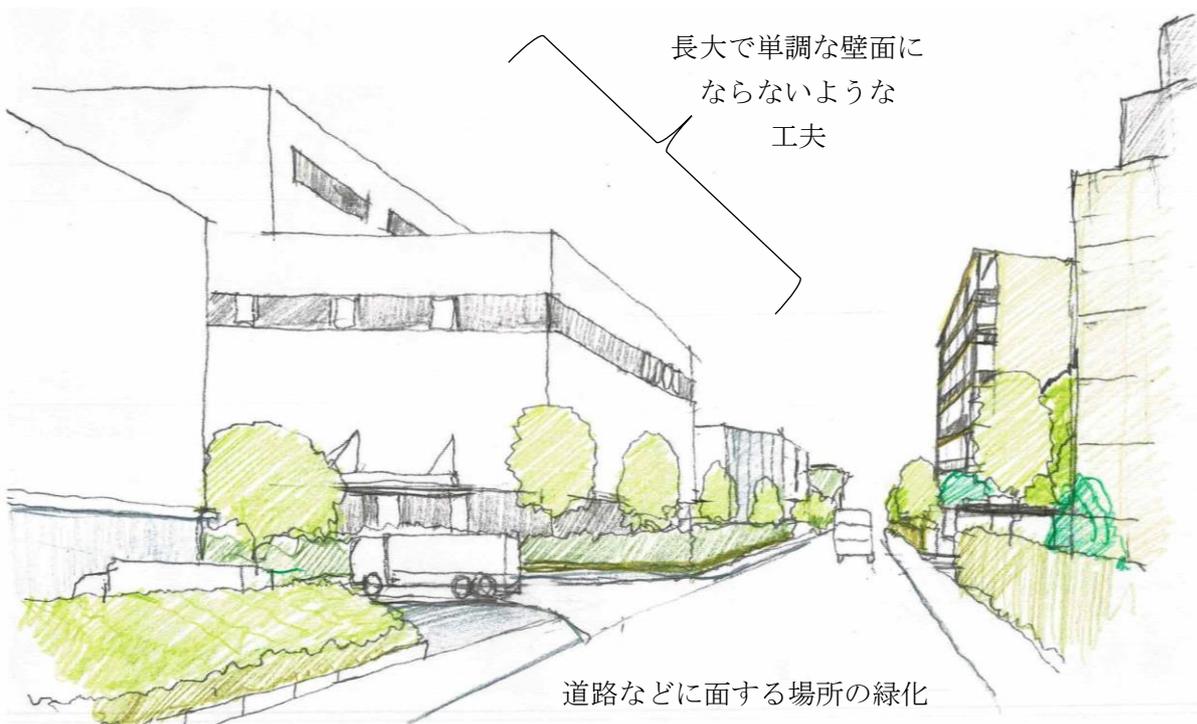
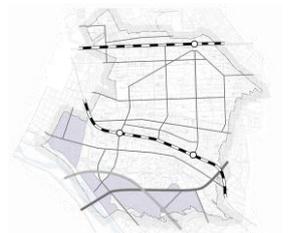
### 3. 農を感じる景観づくり（対象：⑥・⑦）

- ・ 農地と隣接する住宅地では、敷地の周囲を緑化したり、既存樹木の保全をしたりすることで周辺の農地に配慮したみどり豊かで落ち着いた景観を目指します。
- ・ 建築物については、屋根や外壁の形態意匠、色彩、素材等について農地と調和を図ります。



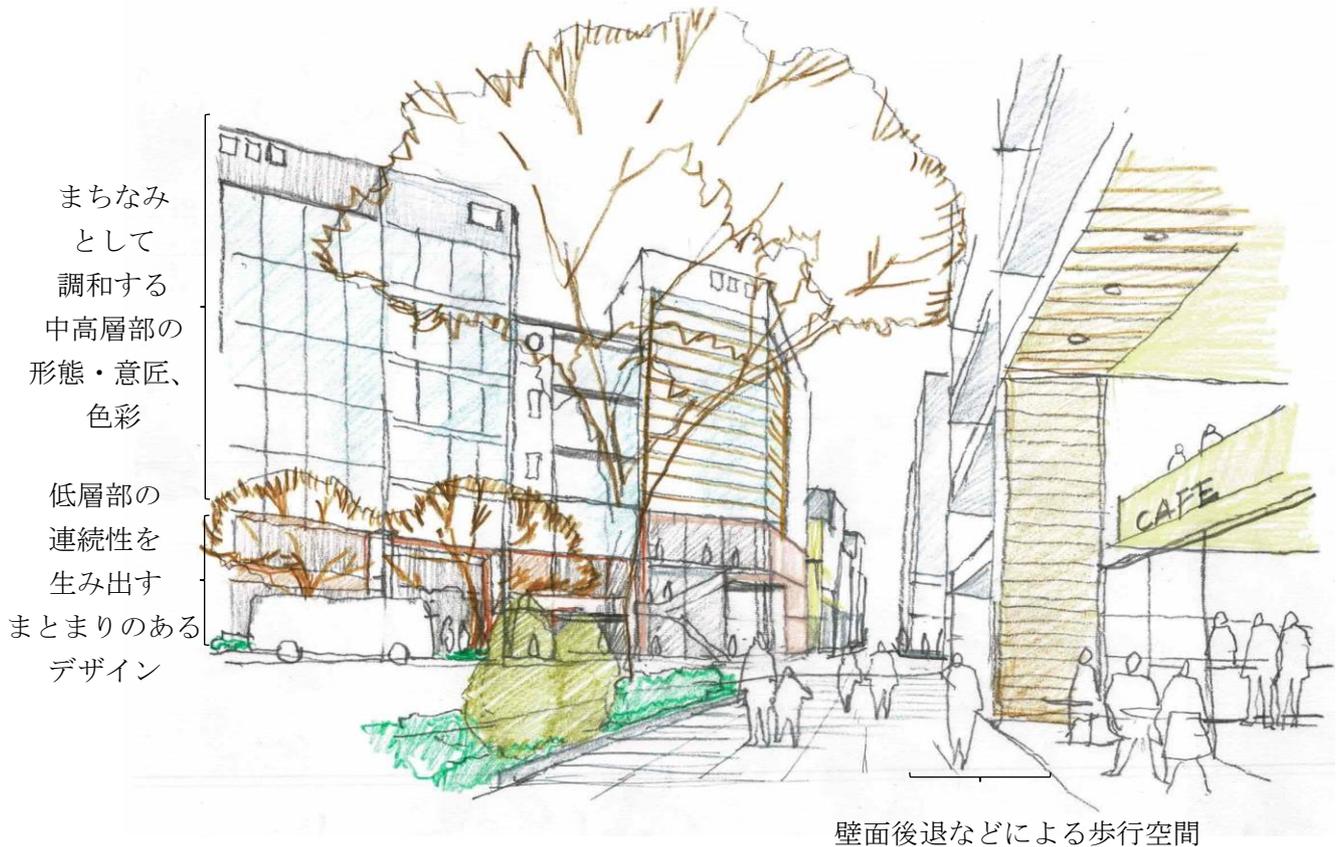
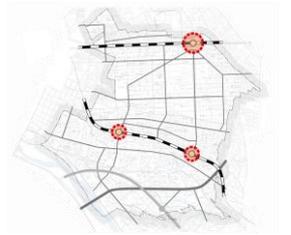
### 4. 産業と住環境が調和した景観づくり（対象：⑧）

- ・ 道路や隣地に面する場所を緑化することで、産業施設と住宅が調和したみどり豊かで落ち着いた景観になるよう促進します。
- ・ 産業施設については、高さ、壁面の位置、屋根や外壁の形態・意匠、色彩等について、住宅と調和を図ります。また、大規模な建築物については、長大で単調な壁面とならないように工夫します。



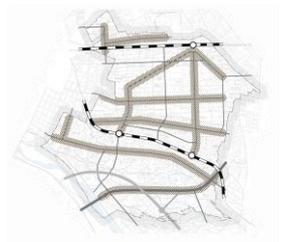
## 5. にぎわいのある景観づくり（対象：⑨）

- ・ 低層部に店舗の連続性を生み出したり、階高を揃えたりすることにより、また統一感のある広告物を設置すること等により、にぎわいのある景観づくりを進めます。
- ・ 市の玄関口であることを意識して、中高層部や屋根の形態意匠、色彩について配慮します。
- ・ 主要な道路に面した壁面は後退して、歩行空間を充実させることにより、歩きやすく回遊性の高い景観づくりを進めます。

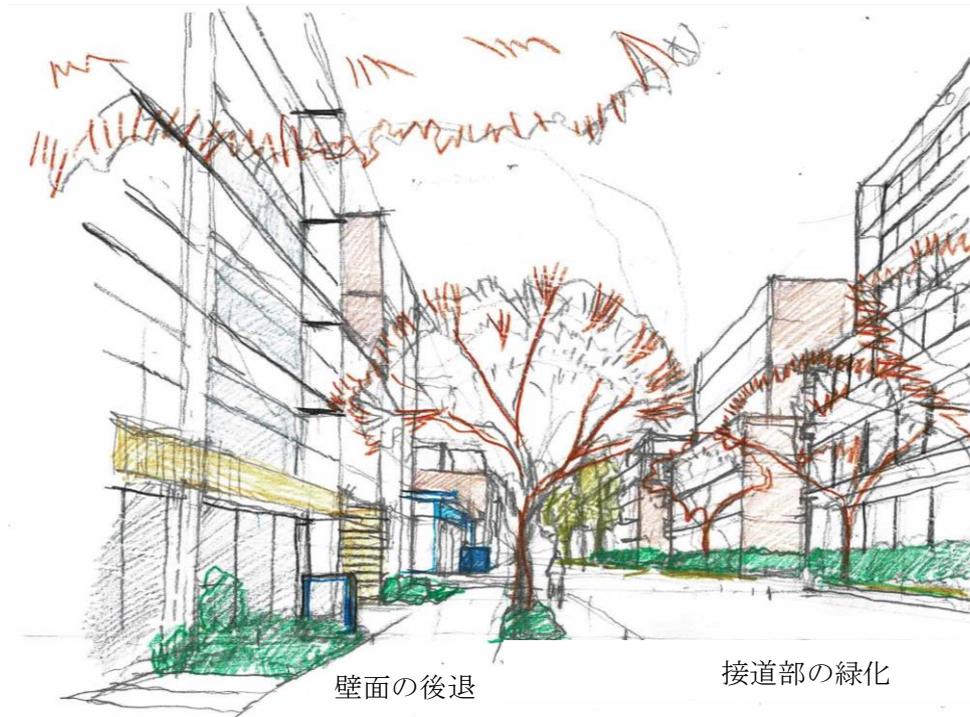


## 6. みちと沿道の市街地が一体となった連続性のある景観づくり（対象：⑩）

市内には様々な特徴を持つみちが存在しますが、その中の代表例として「住居系の沿道」と「商業系の沿道」の景観づくりについて以下に示します。



- 住居系の沿道については、接道部の緑化を促進するとともに壁面を後退するなど、歩行空間を充実し、歩いて楽しめるにぎわいのある景観づくりを進めます。



壁面の後退

接道部の緑化

- 商業系の沿道については、建築物の低層部について店舗の連続性を生み出すとともに壁面を後退して、歩行空間を充実したり、歩きやすく回遊性の高い景観づくりを進めます。



低層部の連続性を生み出す  
まとまりのあるデザイン

### 3. 都市景観形成重点地区

市内には、景観上優れた特性を有し、国立の顔となる地区や良好な住宅地や景観資源とその周辺が一体となって良好な景観を形成する地区があり、これを都市景観形成重点地区（以下、「重点地区」という。）として位置付けています。

重点地区では、景観づくりを進めるための計画を策定し、保全・活用を図っており、現在、次の地区が重点地区として指定されています。

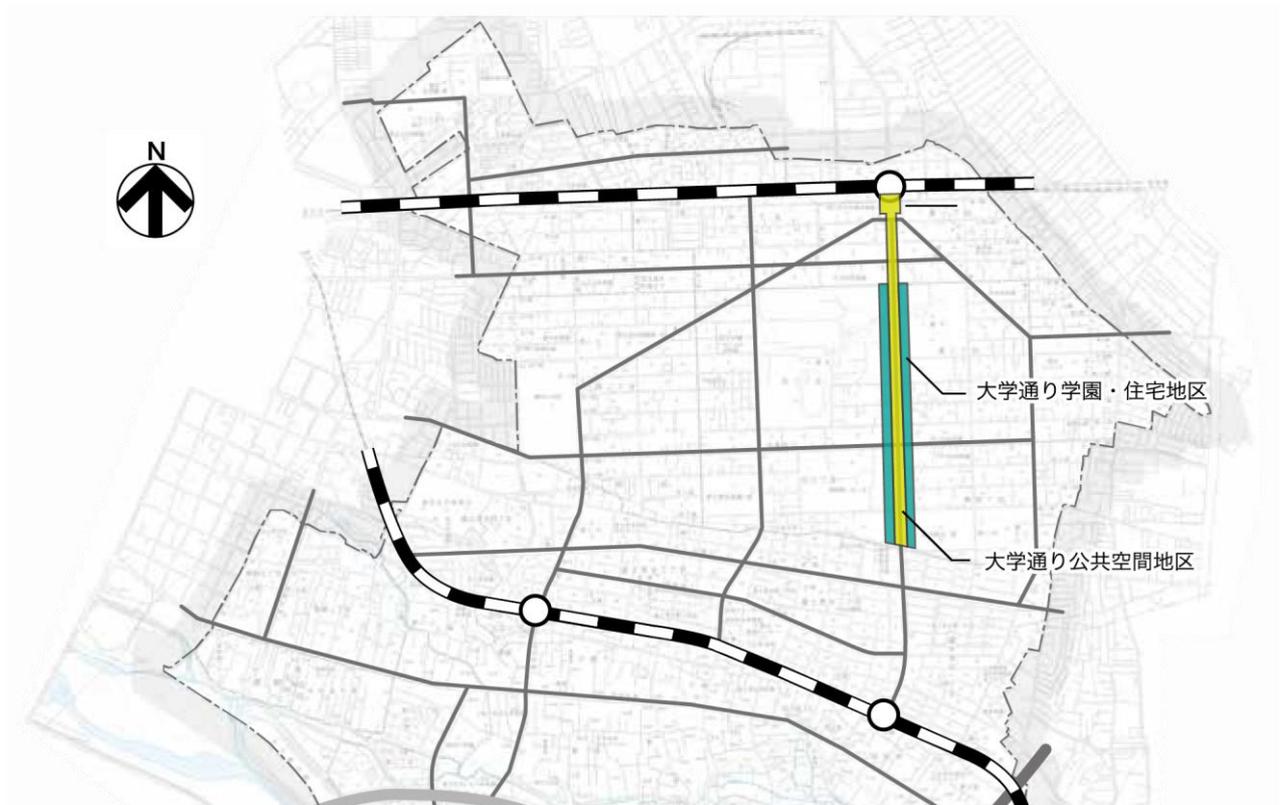
#### ■重点地区

- ・大学通り学園・住宅地区（平成 15 年（2003 年）4 月指定）
- ・大学通り公共空間地区（平成 16 年（2004 年）12 月指定）

重点地区では、重点的に景観づくりを進めるための計画（重点地区景観形成計画）を策定しています。詳しくは各地区のリーフレットをご覧ください。



#### ■重点地区の位置



## 第2章 大規模建築物の配慮事項

第2章では大規模開発事業に該当するような建築を行う際の配慮事項について解説するとともに、大規模行為景観形成基準を踏まえた大規模建築物の景観づくりの手がかりとなる取り組みの工夫例を示します。

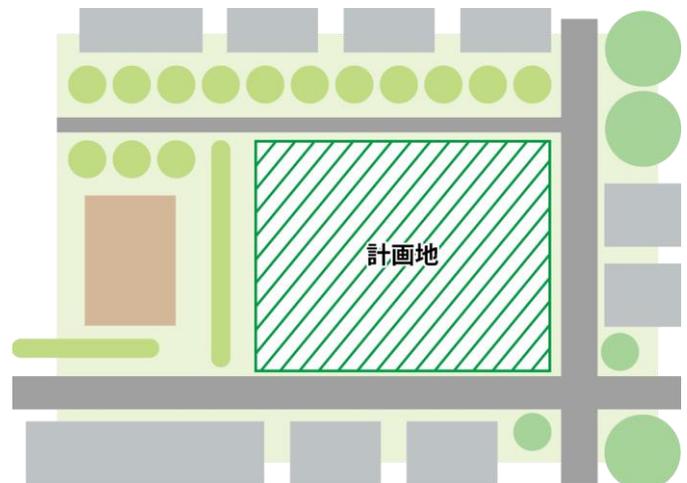
### 1. 大規模開発事業の配慮事項

建築物の高さが31mを超える（大学通り沿道は20m）大規模開発事業については、周辺に与える影響が特に大きいことから事業計画の構想段階から周辺に配慮した設計が必要となります。以下に、大規模開発事業の建築物の配慮事項を示しますので、これらを踏まえた計画・設計としてください。

また、「景観づくりの方針図」で示している「周辺に配慮した景観づくり」の地域は、敷地がより大規模となることから、特に配慮事項を踏まえた計画・設計としてください。

#### （1）周辺環境の状況把握・立地特性の把握

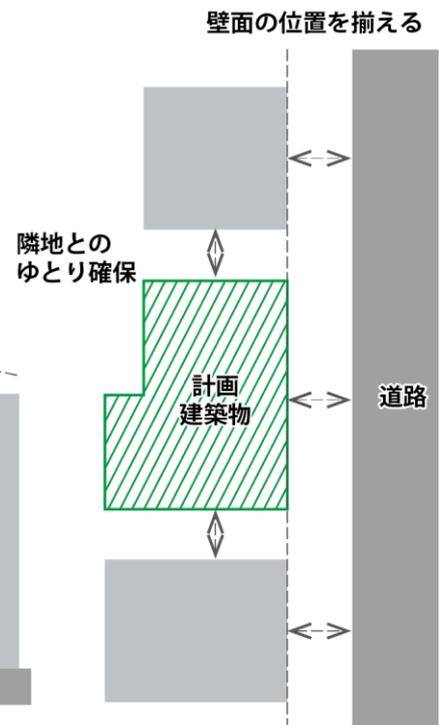
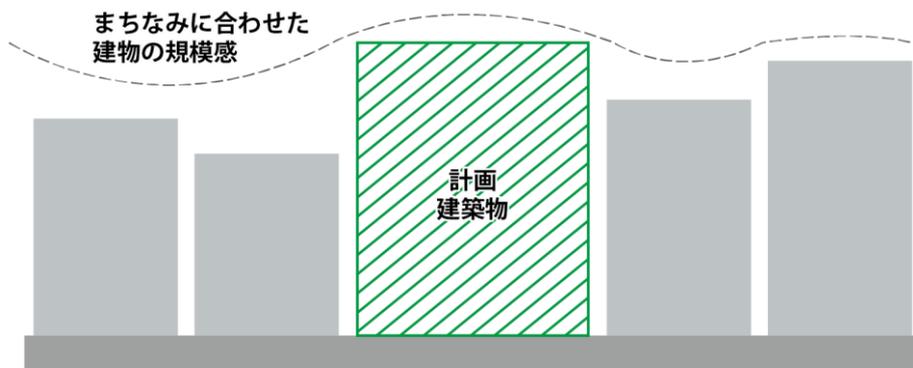
- ・ 計画地だけでなく、周辺環境や立地特性を把握し、それを踏まえた計画・設計をしましょう。
- ・ 周辺環境や立地特性の把握にあたっては、景観づくり基本計画の内容を参考にしましょう。
- ・ 特に周辺に景観資源がある場合は、それを踏まえた景観づくりにしましょう。



#### （2）まちなみとの調和

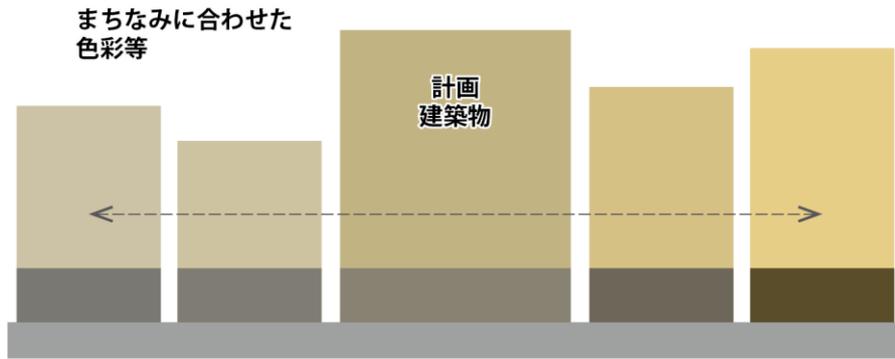
##### ① 建築物のボリューム（規模・位置）

- ・ 周辺のまちなみを把握して、まちなみと調和した建築物の位置や規模としましょう。



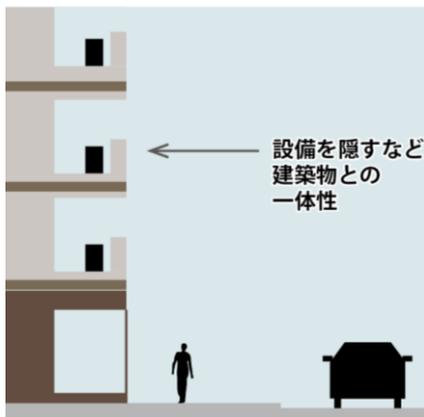
## ②周辺やまちなみを踏まえた色、素材

- 周辺のまちなみを把握して、まちなみと調和した建築物の色彩や素材を選びましょう。

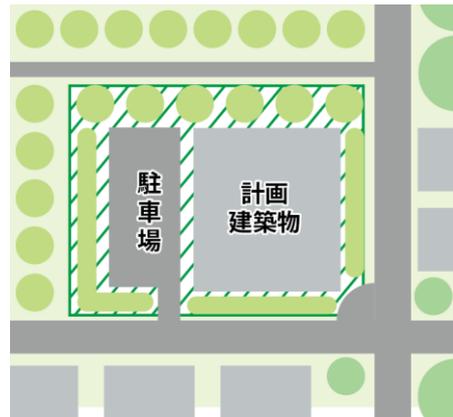


## (3) 周辺からの見え方を踏まえた建築物や外構の一体性

- 道路や公園など、さまざまな場所からの見え方を意識して計画・設計を行いましょう。
- 建築物については、外壁や窓・バルコニー、外階段、付帯設備などを建築物のデザイン要素と捉え、それぞれが個別の要素として目立たないように計画・設計しましょう。
- 外構についても、駐車場や駐輪場などが周囲から目立たないように、外構全体が一体として見えるよう計画・設計しましょう。



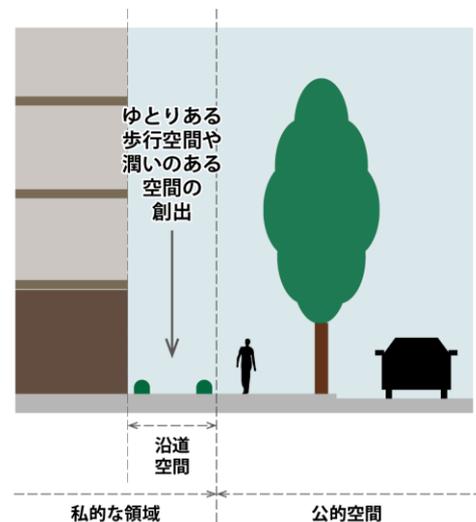
周辺からの見え方を意識した建築物



駐車場などを目立たないように、外構を一体として計画

## (4) 沿道空間を豊かにするための工夫

- 壁面後退などによって設けられた空間は公共空間と一体性を持たせ、快適な空間を創出しましょう。



## 2. 建築物における大規模行為景観形成基準と取り組みの工夫例

建築物における大規模行為景観形成基準と各基準に対する取り組みの工夫例が記載されていますので、確認のうえ、計画・設計を行ってください。

### ■大規模行為景観形成基準とは？

大規模行為景観形成基準とは、都市景観形成条例に基づき定められた一定規模以上の建築等を行う場合の景観形成のための基準です。

### ■建築物の大規模行為景観形成基準

(※内容については現在見直しを行っており、今後変更する可能性があります。)

#### (1) 規模

- ア 高さは、まちなみとしての連続性、共通性を持たせ、周囲の建築物等との調和を図る。
- イ 地域の特性に応じた高さにする。
- ウ 周囲の自然景観を妨げない高さにする。
- エ 圧迫感のある長大で単調な壁面にならないように分節化する。

#### (2) 位置

##### ア 壁面線の後退

- (ア) 外壁、柱、門扉等の位置はできる限り後退し、歩行空間を確保するとともに隣地とのゆとりある空間を確保する。
- (イ) 主要なエントランスまわりにゆとりあるスペースを確保する。
- (ウ) 交差点でのゆとりある空地を確保する。
- (エ) 駅周辺などの商業空間においては、隣り合う建築物と壁面の位置を揃える。

##### イ 後退部分の舗装

- (ア) 素材、色彩は歩道等と調和を図る。
- (イ) 前面道路との段差をなくす。

#### (3) 意匠及び形態

##### ア 地域や立地の特性に合った意匠及び形態

- (ア) 周辺に比べ高さや大きさのある建築物については、立地特性を踏まえたデザインとする。
- (イ) 河川や用水路、湧水に隣接する敷地においては、それらに配慮したデザインとする。
- (ウ) 歴史的資源が周辺にある敷地においては、これと調和するデザインとする。
- (エ) 駅周辺や商店街においては、まちの個性にあったにぎわいを創出するようなデザインとする。
- (オ) 農地や屋敷林の周辺においては、それらと調和するデザインとする。

##### イ 屋根の意匠及び形態

立地特性を踏まえて、周辺の建物と調和する適切な形状、素材、色彩とする。

##### ウ 外壁等のデザイン

外壁、ひさしや建具等の意匠を工夫し、周辺との調和を図る。

##### エ 窓、バルコニー

- (ア) 物干し、空調室外機が直接見えないようにする。
- (イ) 建物と調和した、単調でない表情豊かなデザインにする。

##### オ 外階段のデザイン

- (ア) 建築物との一体性及び調和を図る。
- (イ) 外観を構成するデザインの一部として考える。

##### カ 付帯設備

設備用配管・機器類は、遮へい措置を施し、建築物本体と調和させる。

(4) 色彩

地域特性、立地、建築物の規模、用途を踏まえ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図る。

(5) 素材

ア 外壁等は、汚れが目立ちにくい材質のものを使用する。

イ 光る材料、反射する材料はできるだけ避け、自然系の材料を選ぶ。

(6) 敷地の緑化

ア 既存樹木を保全活用した建物の配置計画にする。

イ 壁面後退部分やバルコニー等は緑化を図る。

ウ 敷地の周囲、擁壁や法面を植栽によって修景する。

エ 道路に接する部分は積極的に緑化する。

オ 崖線の緑や雑木林については、可能な限り保全する。

(7) その他

ア 垣、柵等

(ア) 垣、柵等を設ける場合は、開放感を考慮し、生垣による緑化を図る。

(イ) フェンス等は、まちなみの景観の向上に役立つような位置、素材にする。

(ウ) 高さを抑え、透過性を高めることで、圧迫感をなくす。

イ 日除けテント、シャッター等

建築物全体と調和する色彩やデザインにする。

ウ 駐車場、車庫、駐輪場

(ア) 駐車場や駐輪場は、できるだけ見えない位置に配置する。

(イ) 目隠しなどによって、目立たせないようにする。

(ウ) 植栽や舗装の方法を工夫する。

エ 再生可能エネルギー機器設置に関する配慮

太陽光パネルを設置する場合は、周囲からの見え方に配慮する。

(8) 夜間景観

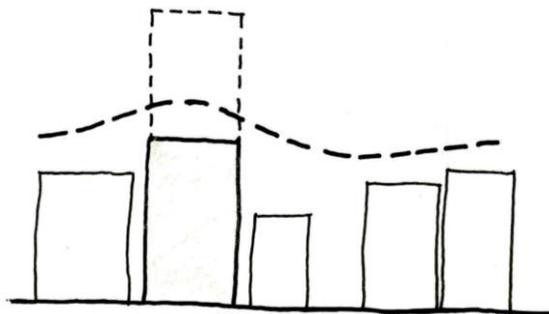
周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺に調和した照明を行う。

■建築物の大規模行為景観形成基準と各基準に対する取り組みの工夫例

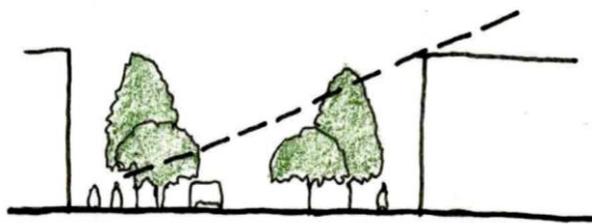
(1) 規模

ア 高さは、まちなみとしての連続性、共通性を持たせ、周囲の建築物等との調和を図る。

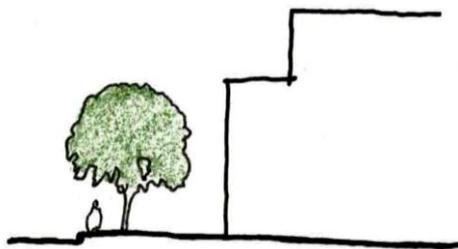
- 周辺建築物との連続性に配慮し、突出した高さにならない。



- 成木となった街路樹の高さを著しく超えない高さにする。

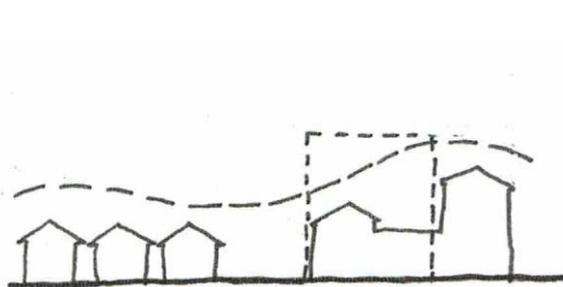


- 周辺や成木となった街路樹の高さを踏まえて段階的な高さとし、圧迫感を軽減する。

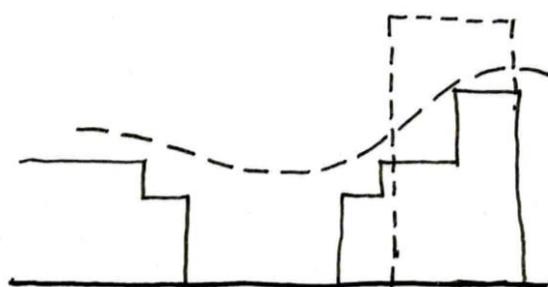


イ 地域の特性に応じた高さにする。

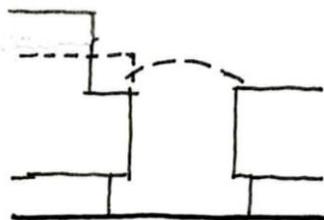
- 住宅地、商業地、工業地など敷地がある場所の特性を踏まえた高さとし、著しく突出した高さにならない。



敷地周辺の住宅を踏まえた高さ



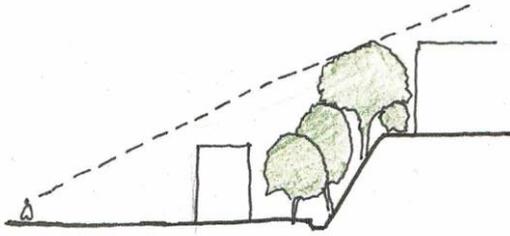
敷地周辺の産業施設を踏まえた高さ



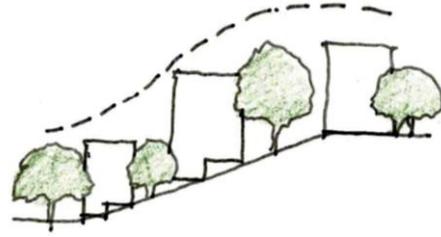
敷地周辺の商業施設を踏まえた高さ

ウ 周囲の自然景観を妨げない高さにする。

●崖線が周辺にある場合、低地から見たときに建物の高さが樹木より突出しないようにする。

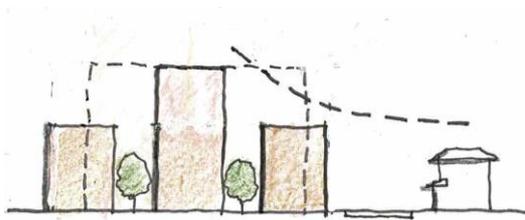


●地形の起伏やみどりの連続性を妨げない建物の高さにする。

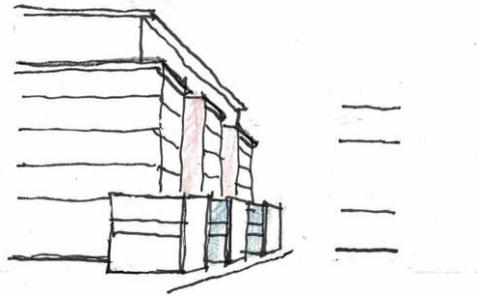


エ 圧迫感のある長大で単調な壁面にならないように分節化する。

●周辺のまちなみになじむよう棟を分けたり、中層と高層を組み合わせる工夫をする



●低層部、中層部、頂部で分節したデザインにする。

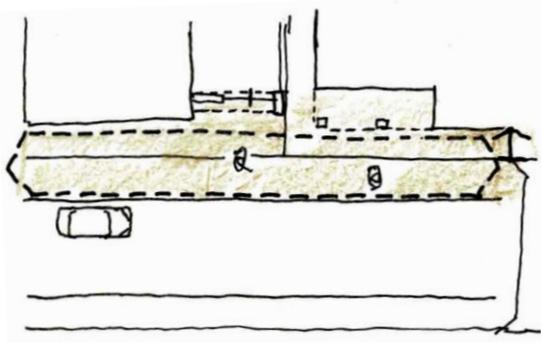


(2) 位置

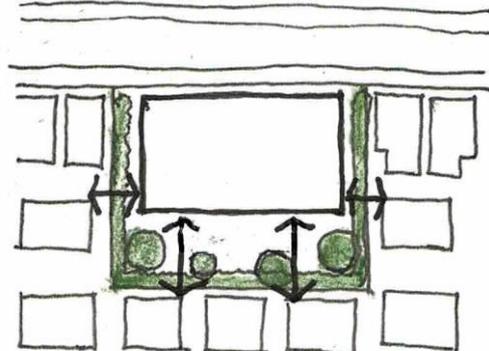
ア 壁面線の後退

(ア) 外壁、柱、門扉等の位置はできる限り後退し、歩行空間を確保するとともに隣地とのゆとりある空間を確保する。

●道路と一体的になった歩行空間を確保する。

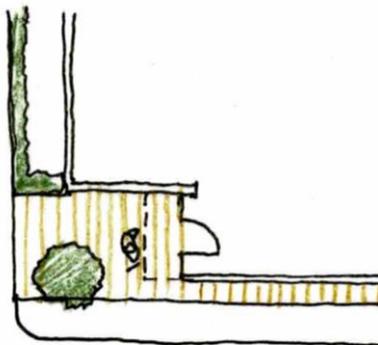


●周囲の建物からゆとりある空間を確保する。



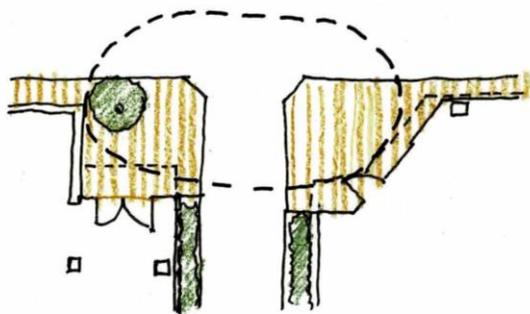
(イ) 主要なエントランスまわりにゆとりあるスペースを確保する。

- 主要なエントランスまわりでは、壁面後退をするなど、ゆとりあるスペースを確保する。

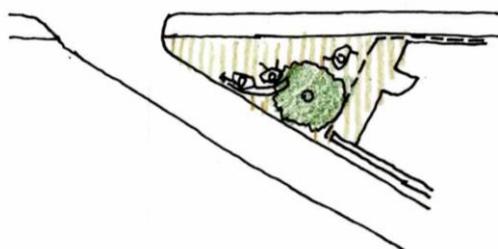


(ウ) 交差点でのゆとりある空地を確保する。

- 交差点に面する敷地では、壁面後退をするなど、空地を確保する。

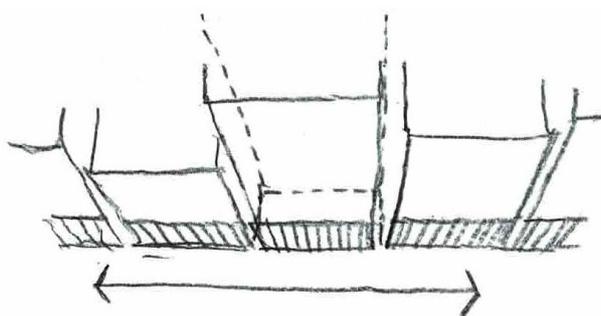


- ポケットパークのような空間を設ける。



(エ) 駅周辺などの商業空間においては、隣り合う建築物との壁面の位置を揃える。

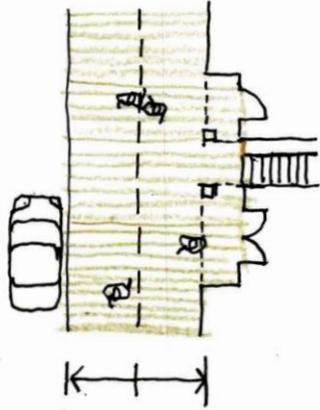
- 壁面の位置を揃えて、統一感のあるまちなみをつくる。



## イ 後退部分の舗装

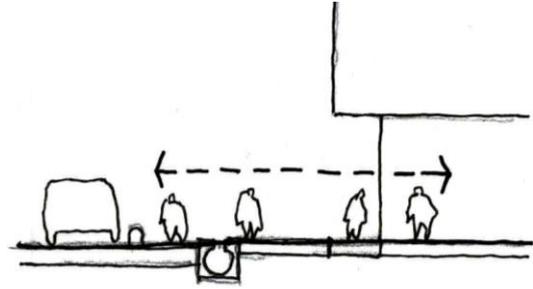
(ア) 素材、色彩は歩道等と調和を図る。

- 素材、色彩は歩道等とできる限り合わせて、公共空間と一体的な空間にする。



(イ) 前面道路との段差をなくす。

- 前面道路と一体的な空間をつくる。

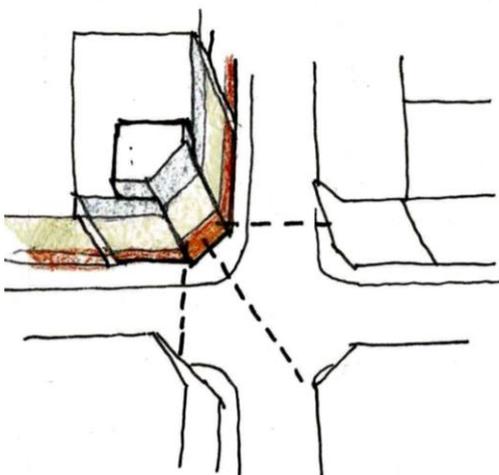


## (3) 意匠及び形態

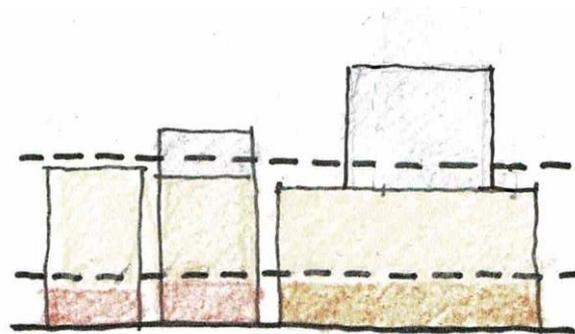
### ア 地域や立地の特性に合った意匠及び形態

(ア) 周辺に比べ高さや大きさのある建築物については、立地特性を踏まえたデザインとする。

- 角地やアイストップとなる場所、駅周辺や骨格となるみち沿いなど周辺から見えやすい位置にある場合は、見え方に配慮したデザインにする。



角地やアイストップとなる場所での配慮



骨格となるみち沿いなど見えやすい場所での配慮

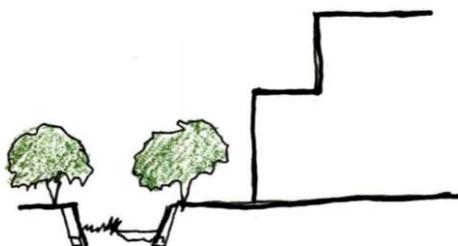
(ア) 周辺に比べ高さや大きさのある建築物については、立地特性を踏まえたデザインとする。

- 周辺と比べ突出した高さは避け、壁面の位置は敷地境界から離し、後背地への圧迫感の低減に努める。

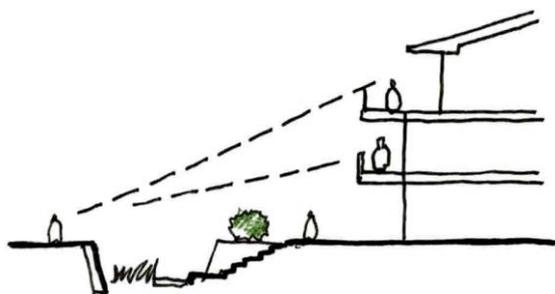


(イ) 河川や用水路、湧水に隣接する敷地においては、それらに配慮したデザインとする。

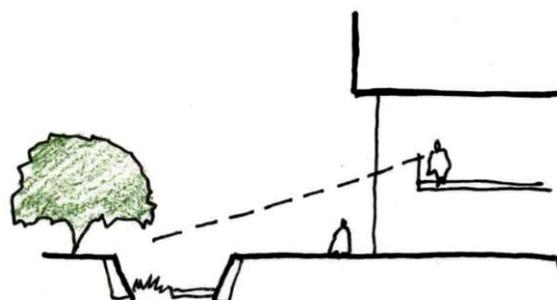
- 規模が大きい場合は、高層部を後退させ、圧迫感を低減する。



- テラスやバルコニーを水辺側に向ける。

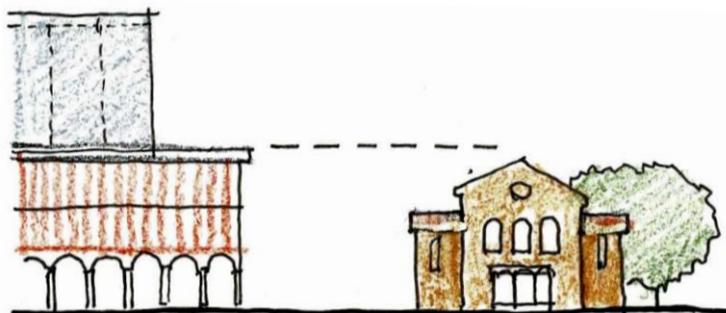


- 水辺に開かれた開放的な開口部を設ける。



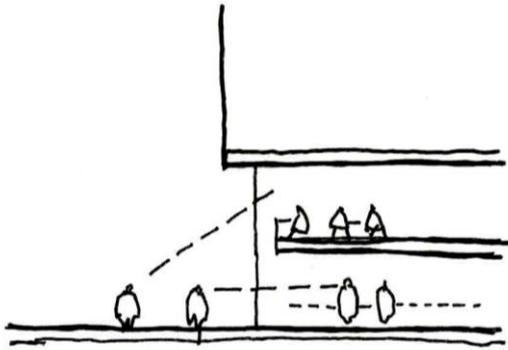
(ウ) 歴史的資源が周辺にある敷地においては、これと調和するデザインとする。

- 歴史的な建築物などが周囲にある場合は、壁面の位置や素材に配慮し、一体感のあるまちなみを形成する。

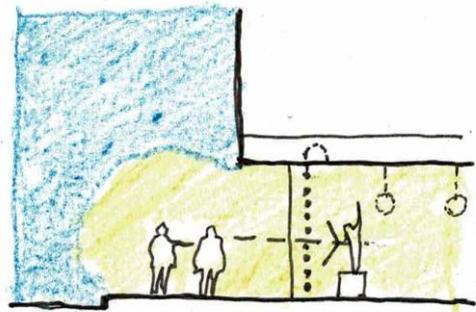


(エ) 駅周辺や商店街においては、まちの個性にあったにぎわいを創出するようなデザインとする。

- 低層部に店舗を設ける場合は、店内を見通せる開口部を設ける。

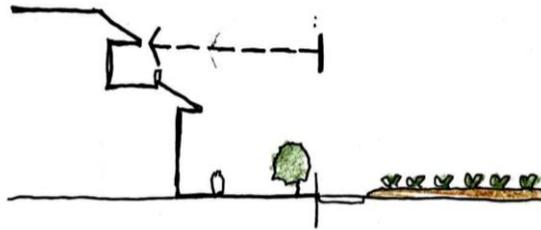


- 低層部に店舗を設ける場合は、透過性のあるシャッターやショーウィンドウを設ける。



(オ) 農地や屋敷林の周辺においては、それらと調和するデザインとする。

- 規模が大きい場合は、高層部を後退させ、圧迫感を低減する。



## イ 屋根の意匠及び形態

立地特性を踏まえて、周辺の建物と調和する適切な形状、素材、色彩とする。

- 周辺の建物と調和した屋根の形状などにする。



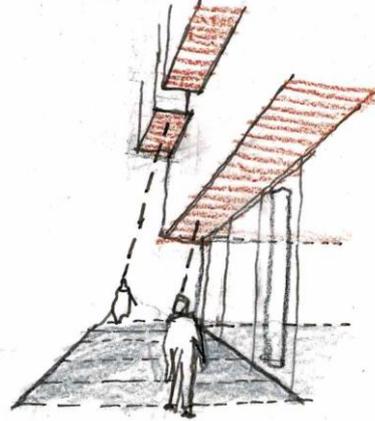
## ウ 外壁等のデザイン

外壁、ひさしや建具等の意匠を工夫し、周辺との調和を図る。

●周辺のまちなみの意匠を取り入れたデザインにする。



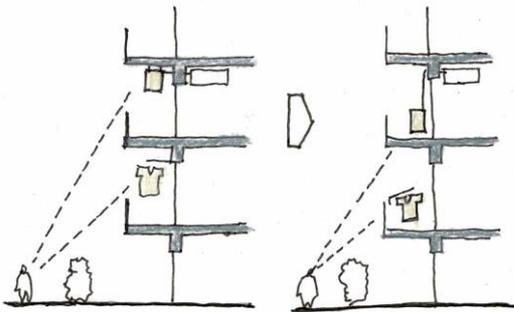
●歩行空間から見える軒裏の素材や色を工夫する。



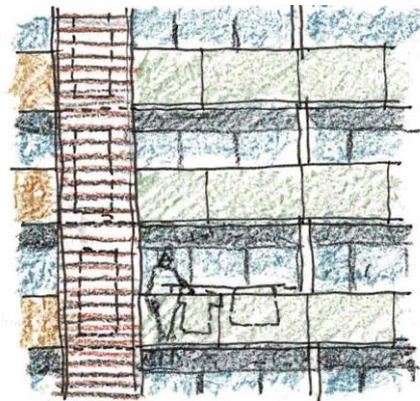
## エ 窓、バルコニー

(ア) 物干し、空調室外機が直接見えないようにする。

●道路側から見えにくい位置に設置する。

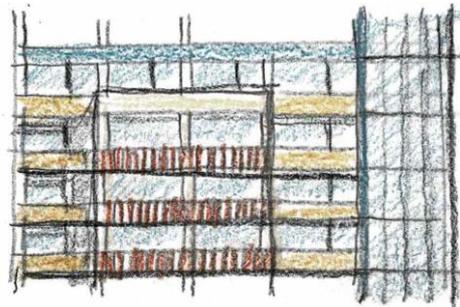


●フェンスや柵により見えないように工夫する。



(イ) 建物と調和した、単調でない表情豊かなデザインにする。

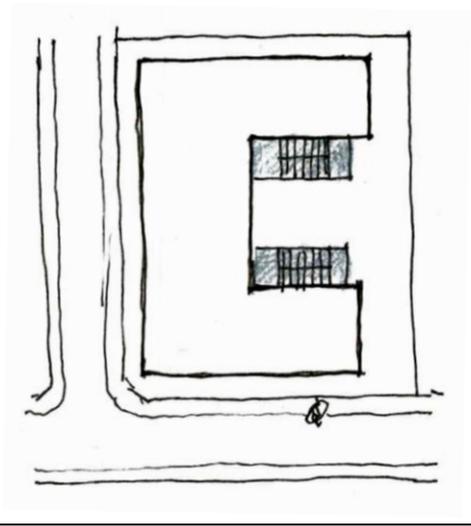
●開口部、壁面のデザインに変化をつける。



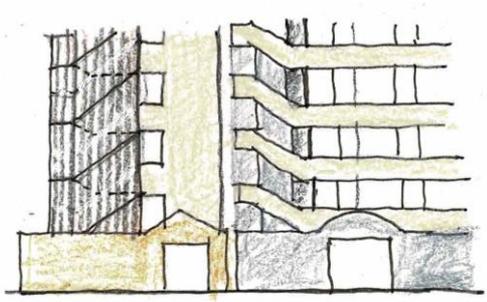
## オ 外階段のデザイン

(ア) 建築物との一体性及び調和を図る。

●道路側から見えなような位置にする。

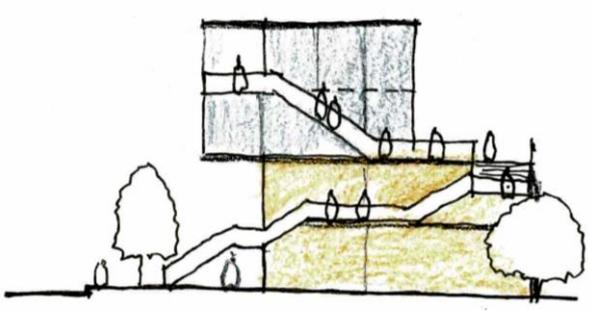


●外階段を建築物と調和したルーバーなどで囲うなど、建築物と一体的なデザインとする。



(イ) 外観を構成するデザインの一部として考える。

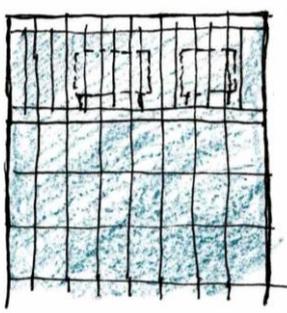
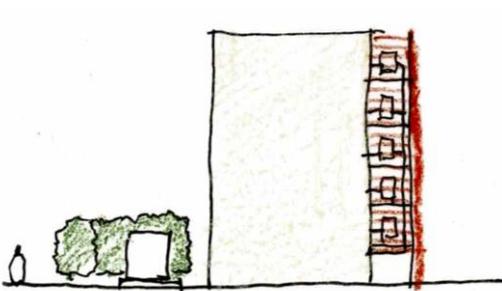
●外階段を建築物の一部として積極的にデザインする。



## カ 付帯設備

設備用配管・機器類は、遮へい措置を施し、建築物本体と調和させる。

●建築物と調和した柵を設けたり植栽などにより見えなくする。



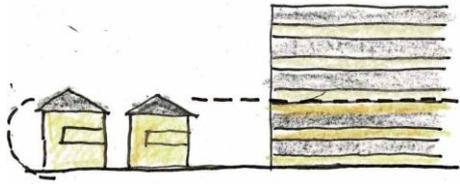
## (4) 色彩

### 地域や立地の特性に合った意匠及び形態

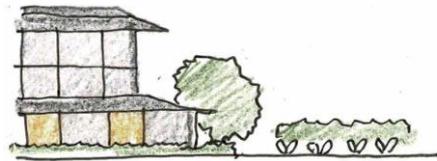
地域特性、立地、建築物の規模、用途を踏まえ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図る。

●別途定める「3. 色彩の基準」を踏まえた色彩にする。

- ・住宅地においては、周辺の住宅と調和する落ち着いた色彩を基調とする。



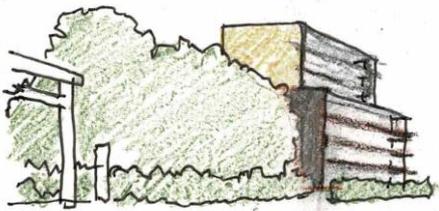
- ・農地の多い地域においては、農地と調和する落ち着いた色彩を基調とする。



- ・崖線、河川・湧水、歴史的資源などの周辺においては、景観資源と調和する色彩や自然、歴史を感じさせるような色彩にする。

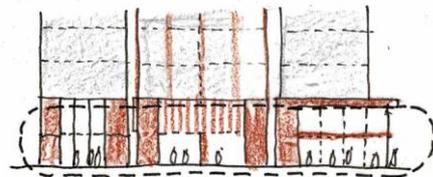


崖線、河川・湧水周辺との調和



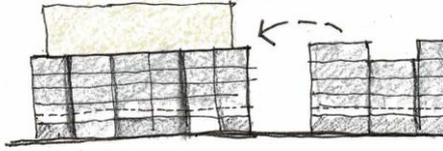
歴史的資源周辺との調和

- ・駅周辺や商店街においては、商業地としての一体性や連続性に配慮するとともに、低層部を中心に明るい色や暖かい色を採用するなど、にぎわいの創出に努める。

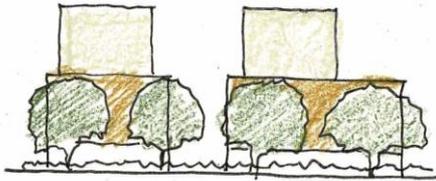


地域特性、立地、建築物の規模、用途を踏まえ落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和を図る。

・骨格となるみちの沿道においては、周辺のまちなみと調和した色彩とする。街路樹がある場合は、それと調和した落ち着いた色彩を基調とする。

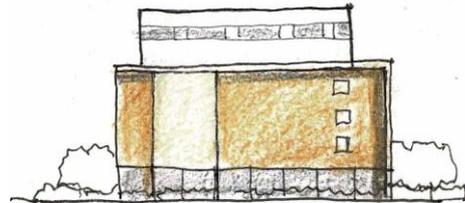


周辺のまちなみと調和した低層部の色彩



街路樹と調和した落ち着いた色彩

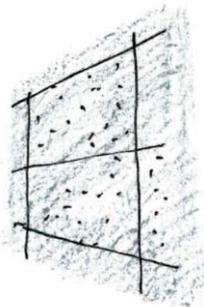
・高層建築物や壁面の長い大規模建築物については、単調で無機質な印象を与えず、圧迫感を低減する色彩となるよう配慮する。



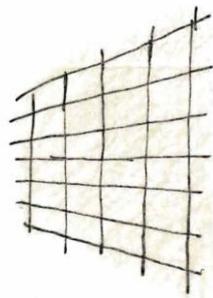
## (5) 素材

ア 外壁等は、汚れが目立ちにくい材質のものを使用する。

●汚れがつきにくく、耐候性のある材質を使用する。



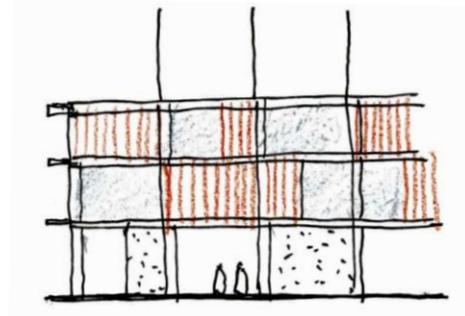
石



レンガ・タイル

イ 光る材料、反射する材料はできるだけ避け、自然系の材料を選ぶ。

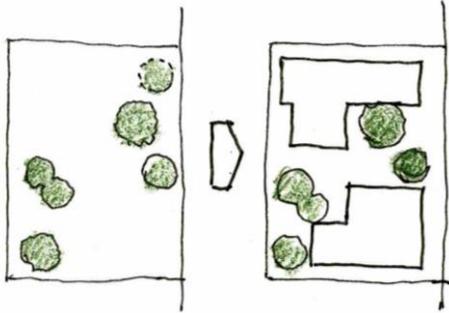
●光沢や反射性のある金属などの素材を使わず、木材などの自然素材を使うなど工夫する。



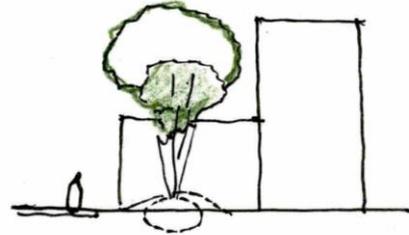
## (6) 敷地の緑化

ア 既存樹木を保全活用した建物の配置計画にする。

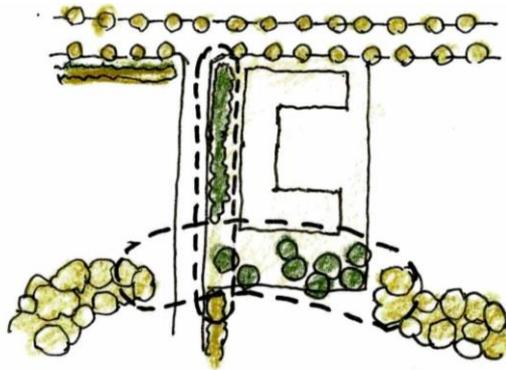
●既存樹木を活かした配置計画を検討する。



●移植する場合は、周辺道路などからの見え方に配慮して樹木を配置する。



●周囲の緑とつながるように緑地、植栽を配置する。



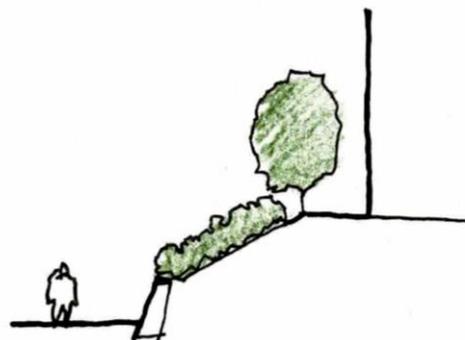
イ 壁面後退部分やバルコニー等は緑化を図る。

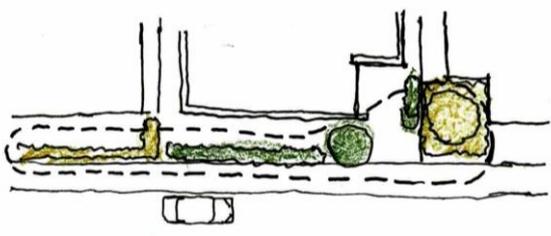
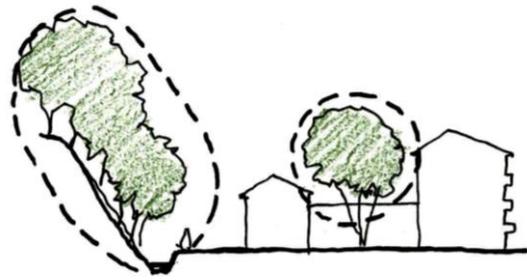
●周辺の状況を踏まえて、壁面後退部分等を緑化する。



ウ 敷地の周囲、擁壁や法面を植栽によって修景する。

●敷地の周囲、擁壁や法面を緑化する。



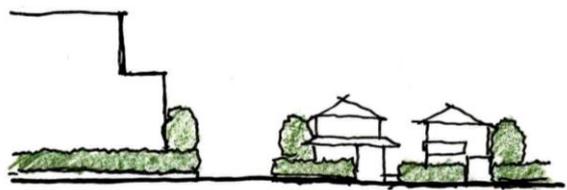
<p>エ 道路に接する部分は積極的に緑化する。</p>	<p>オ 崖線の緑や雑木林は、可能な限り保全する。</p>
<p>●周辺の状況を踏まえて、道路に接する部分を緑化する。</p> 	<p>●地域のシンボルとなっている雑木林、保護すべき樹木など地域で重要な位置付けにある緑はそのまま残す。</p> 

(7) その他

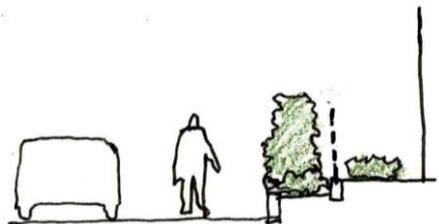
ア 垣、柵等

(ア) 垣、柵等を設ける場合は、開放感を考慮し、生垣による緑化を図る。

●周辺の状況を踏まえて、生垣により緑化する。

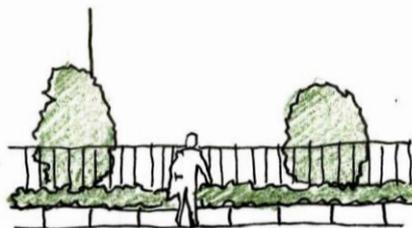


(イ) フェンス等は、まちなみの景観の向上に役立つような位置、素材にする。

<p>●沿道側に設置する場合、道路とフェンス等の間に樹木を植え、目立たせないようにする。</p> 	<p>●周辺の状況も踏まえつつ、できる限り目立たない位置に設置するか、やむをえず沿道側に設置する場合は、自然素材などを使用する。</p> 
--	---

(ウ) 高さを抑え、透過性を高めることで、圧迫感をなくす。

- 高さを抑え、透過性のあるものとする。



## イ 日除けテント、シャッター等

建築物全体と調和する色彩やデザインにする。

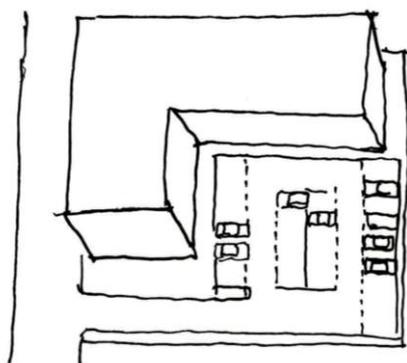
- 周辺の状況を踏まえつつ、建築物との色彩やデザインと合ったものにする。



## ウ 駐車場、車庫、駐輪場

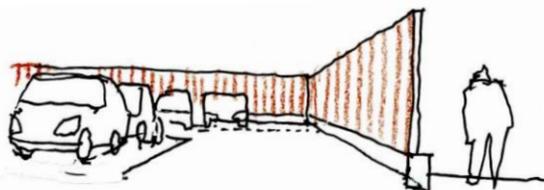
(ア) 駐車場や駐輪場は、できるだけ見えない位置に配置する。

- 敷地の奥など周辺道路から見えない位置に配置する。



(イ) 目隠しなどによって、目立たせないようにする。

- 周囲と調和したフェンスの設置などにより、周辺道路から見えないようにする。

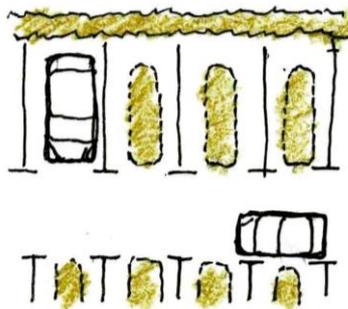


(ウ) 植栽や舗装の方法を工夫する。

● 駐車場や駐輪場を植栽で囲むなどし、むき出しにしない。



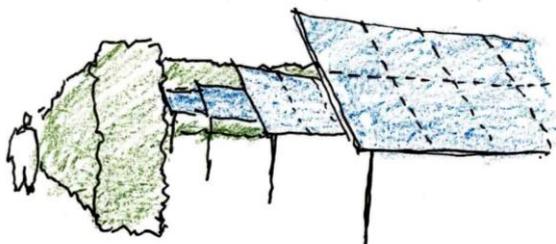
● 舗装面を緑化することにより、景観に配慮したものとする。



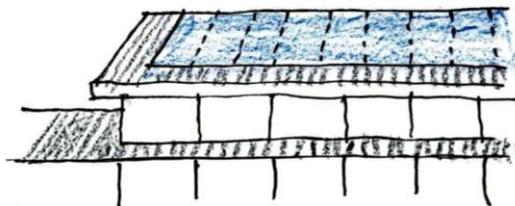
## エ 再生可能エネルギー機器設置に関する配慮

太陽光パネルを設置する場合は、周囲からの見え方に配慮する。

● 地盤面に自立して設置する場合は、植栽などにより沿道から直接見えないように配慮する。



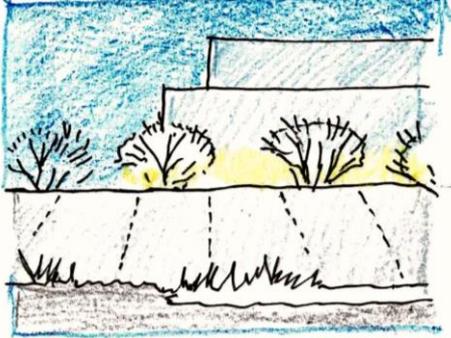
● 屋根に設置する場合は、太陽光パネルの模様が目立ちにくいものを使用し、太陽光パネルの向きや傾斜は屋根に揃えて一体的に見えるように配慮する。



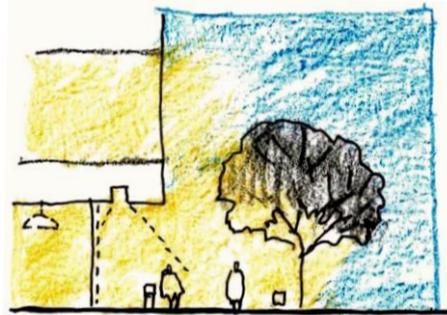
## (8) 夜間景観

周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺に調和した照明を行う。

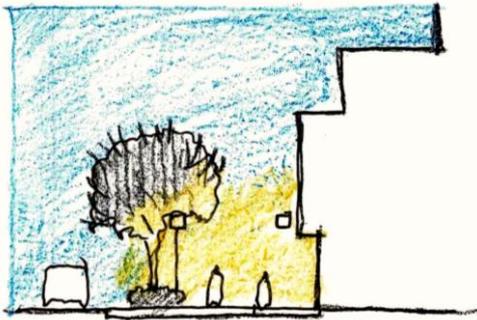
- 住宅地、農地の多い地域や河川・湧水沿いでは、落ち着いたある夜間の景観にするため、過度な照明は控える。



- 駅周辺や商店街においては、商業地としての一体性や連続性に配慮するとともに、低層部を中心に暖かい色の照明を設置するなど、夜間のにぎわいの創出に配慮する。また、閉店後も店先照明で夜間も落ち着いた明るさを保つ。



- 骨格となる道路沿いは、道路の照明や周辺との連続性や一体感に配慮した照明を行う。



- 敷地内に歴史的資源や地域のシンボルとなる樹木がある場合には、それらを効果的に演出するような照明を検討する。



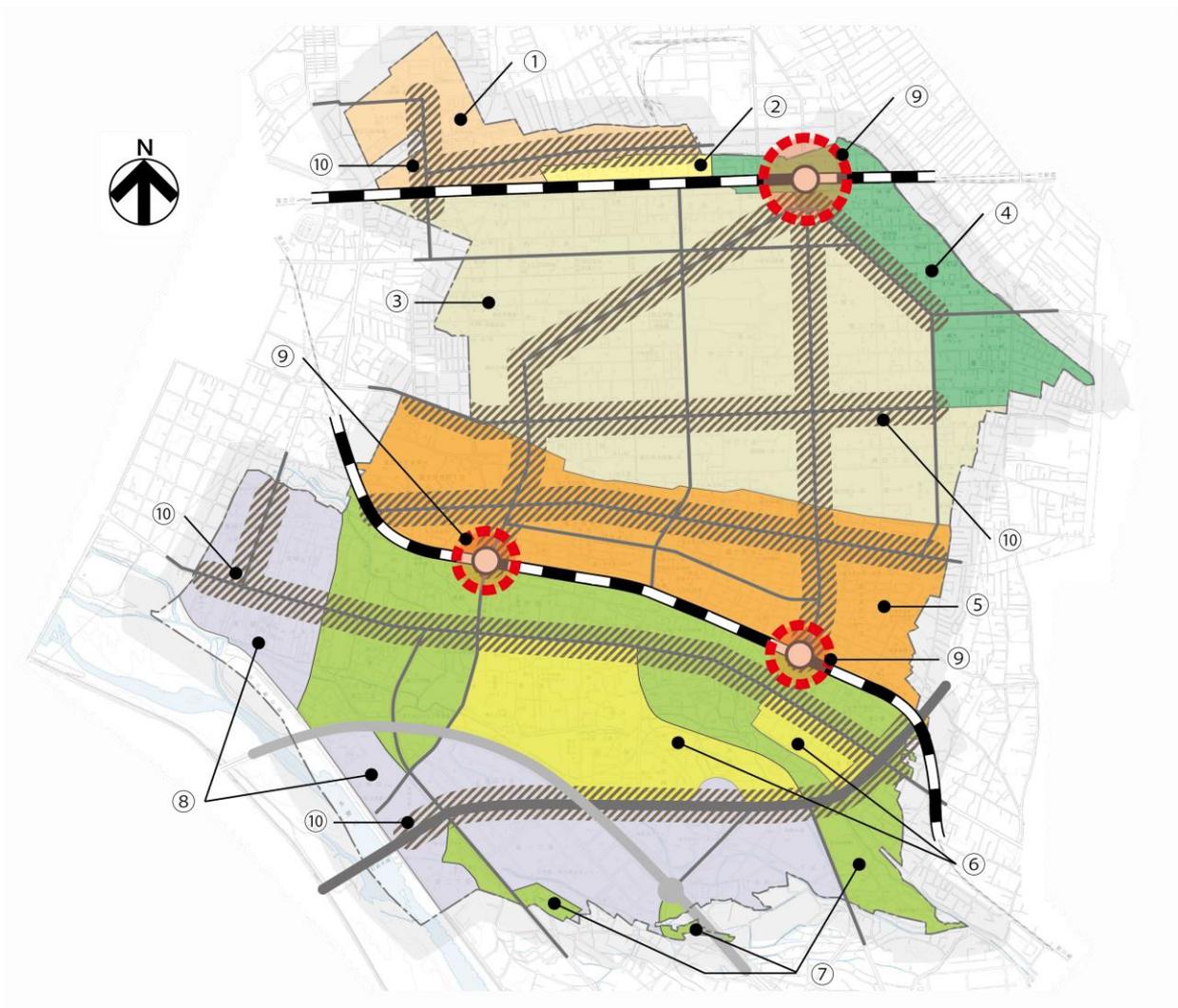
### 3. 色彩の基準

#### ◆設定の考え方

色彩の基準は、第1章の「2. 地域特性を踏まえた景観づくり」における10の区分について、色彩に関する地域特性ごと2つの基準として示します。

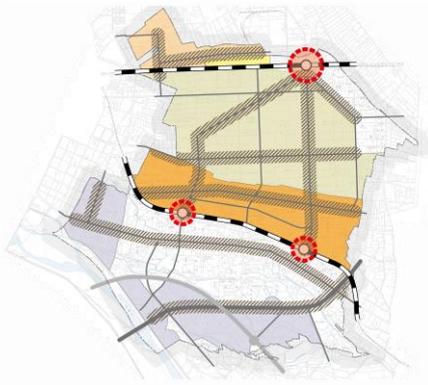
外壁基本色（外壁の4/5はこの範囲から選択）、外壁強調色（外壁の1/5以下で使用可能）、屋根色（陸屋根を除く）について使用可能色の範囲を定めていますので、都市景観形成条例の手続きの対象となる建築物は色彩の基準としていただき、それ以外の建築物は推奨する色彩の目安としてぜひご活用ください。

#### ◆10の区分と適用する色彩の基準



適用する色彩の基準	対象
色彩の基準①	①・②・③・⑤・⑧・⑨・⑩
色彩の基準②	④・⑥・⑦

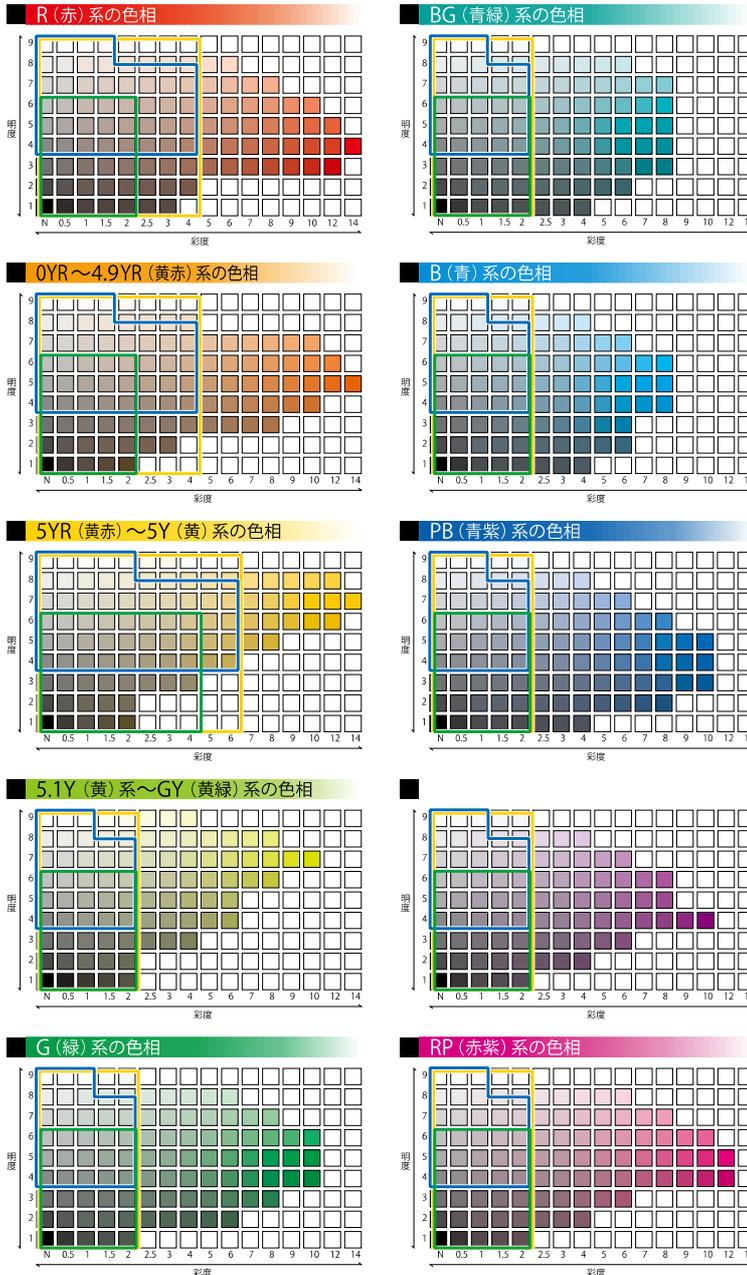
【色彩の基準①（使用可能色の範囲）】（対象：①・②・③・⑤・⑧・⑨・⑩）



基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～4.9YR	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	4以下 1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	6以下 2以下
	その他	4以上8.5未満の場合 8.5以上の場合	2以下 1以下
強調色	0R～4.9YR 5.0YR～5.0Y その他	—	4以下 6以下 2以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

◆色彩の基準の考え方

- ・外壁の基本色は、周囲のみどりや農地にとけ込み、周囲のまちなみに違和感なく調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。また、自然のみどりとの対比が極端に強い明るい色調は避けることとします。
- ・屋根の色彩は、周囲の自然やまちなみから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。



凡例

	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
	外壁強調色の使用可能範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
	屋根色の使用可能範囲

※屋根色は陸屋根には適用しない。

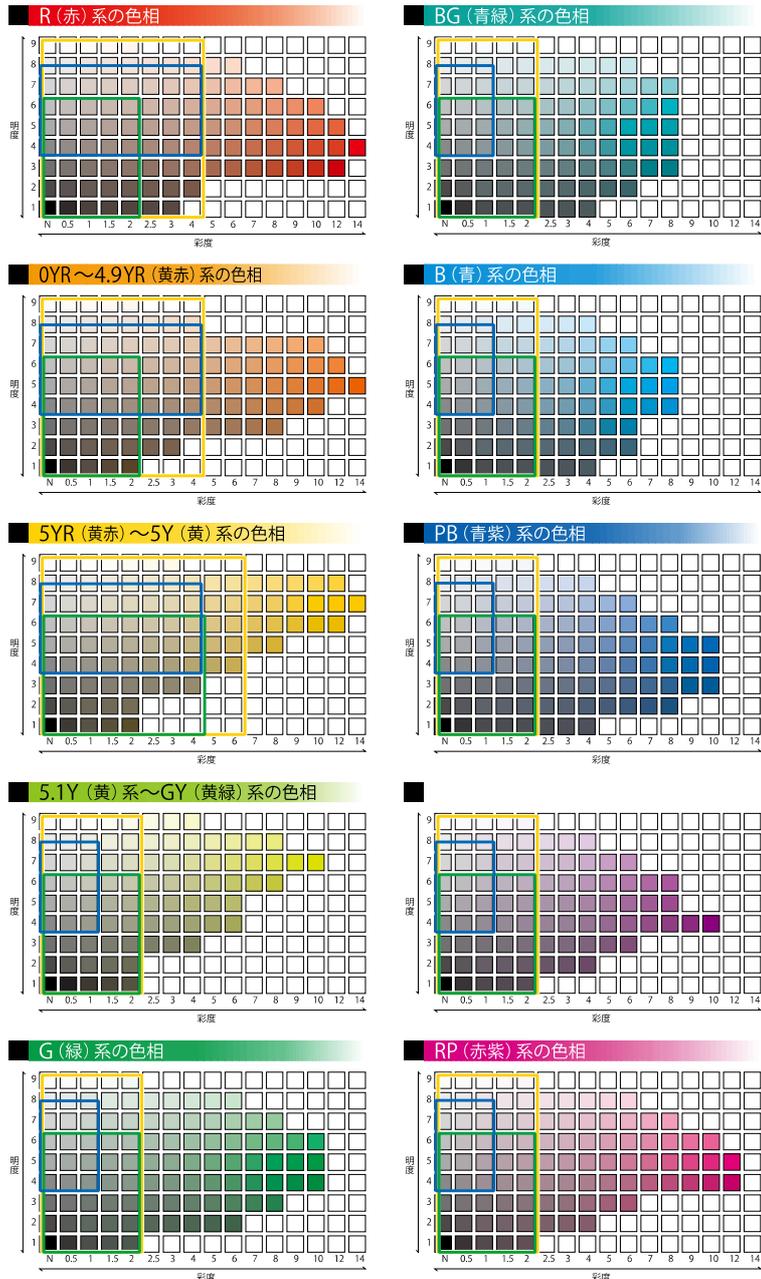
## 【色彩の基準②（使用可能色の範囲）】（対象：④・⑥・⑦）



基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁基本色	0R～5.0Y	4以上8.5未満	4以下
	その他		1以下
強調色	0R～4.9YR	—	4以下
	5.0YR～5.0Y		6以下
	その他		2以下
屋根色	5.0YR～5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下

### ◆色彩の基準の考え方

- 外壁の基本色は、背景となる崖線のみどりや周囲の農地にとけ込み、周囲のまちなみに違和感なく調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。また、自然のみどりとの対比が極端に強い明るい色調は避けることとします。
- 屋根の色彩は、周囲の自然やまちなみから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。



凡例	
	外壁基本色の使用可能範囲 (外壁の4/5はこの範囲から選択)
	外壁強調色の使用可能範囲 (外壁の1/5以下で使用可能)
	屋根色の使用可能範囲

※屋根色は陸屋根には適用しない。

(図版提供：株式会社カラープランニングセンター)